

第1号議案

専決処分の承認を求めることについて

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年1月30日提出

上尾、桶川、伊奈衛生組合

管理者 小野克典

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、緊急に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を改正する必要が生じ、令和7年9月30日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

第1号議案別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条
第1項の規定により、専決処分する。

上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の育児休業等に関する条例及び上尾、
桶川、伊奈衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の
一部を改正する条例（別紙）

令和7年9月30日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典